

氏名(国籍)	賀 夏 梅 (中 国)		
学位の種類	博 士 (心身障害学)		
学位記番号	博 甲 第 3602 号		
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	心身障害学研究科		
学位論文題目	台湾の視覚障害児に対する巡回指導による統合教育制度とその意義に関する研究		
主 査	筑波大学教授	博士 (心身障害学)	鳥 山 由 子
副 査	筑波大学教授	教育学博士	中 村 満 紀 男
副 査	筑波大学教授	教育学博士	河 内 清 彦
副 査	筑波大学教授	博士 (教育学)	大 戸 安 弘

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

### (目的)

本研究は、台湾の視覚障害児教育の主要な指導形態の一つである巡回指導による統合教育（以下、巡回指導制度）について、その成立と展開の経緯、また、その形成要因と背景を究明し、このことを通して、巡回指導制度が台湾の視覚障害児統合教育の形態として独自の発展を遂げた要因、視覚障害児統合教育の発展に及ぼした影響、および視覚障害児統合教育における今後の方向性について示唆を得ることを目的としている。

### (対象と方法)

研究対象は、台湾の視覚障害児に対する巡回指導による統合教育制度である。対象とする時期は、巡回指導制度の導入時期である 1960 年代初頭から現在までであり、時期区分として、巡回指導制度の成立期、定着期、変革期の 3 つの時期を設定している。

方法は文献研究である。

第一次資料として 1996 年、2000 年の 2 回にわたる各県市の巡回指導制度実施報告書のほかに、巡回教員養成センターの事業実施記録、および当センターに所蔵されていた巡回教員養成のカリキュラムなどを用いている。第二次資料としては、全国巡回指導制度実態調査報告書（1986 年、1994 年、2000 年）、政府資料、関連論文・著書、および全国特殊教育情報ネットに掲載されている各県市の資料等を用いている。さらに、現地訪問により、巡回教員養成センターの関係者 6 名に対して聞き取り調査を行っている。

### (結果と考察)

[成立期について]

巡回指導制度が、視覚障害教育分野の統合教育の主要形態として展開された要因としては、1) 導入時の推進母体がアメリカ海外盲人援助協会であり、推進対象が視覚障害児であったこと、2) 制度化後において、視覚障害教育分野の推進活動により視覚障害児の就学率向上の実績をあげたことの 2 点が挙げられている。その背景として、著者は、1950 年代のアメリカにおける視覚障害児に対する統合教育の状況、ユネスコに

よる、発展途上国における視覚障害児の低い就学率についての指摘などを分析し、これらの要因により、視覚障害教育分野で巡回指導制度が統合教育の唯一の形態として、独自に定着したと結論している。

[定着期について]

巡回指導制度が定着する一方で、1980年代頃から実施上の問題が浮上するようになり、しかも、問題の顕在化にもかかわらず、1990年代半ばまで、改革の動きが起こらなかった。この要因として、著者は、巡回指導制度の成立過程において形成された特異な構造を指摘している。また、著者は、これらの特異な構造は、成立時における台湾の特殊な事情によるものとしながらも、その後30年間に変革がなかったことを指摘し、その理由を分析している。

[転換期について]

第2回実態調査報告書(1994)の提言をきっかけとして、視覚障害児を対象とする統合教育において、巡回指導制度からリソースルーム型巡回指導への転換が進められ、数年間に全国の3分の2の県市が実施に踏み切るなど急速な変革が一気に進んでいった。著者は、莫大な経費を必要とするリソースルーム型巡回指導への転換が急速に進んだ財政面の裏付けとして、1990年代半ばの「国家建設六年計画」による特殊教育改革と、それに伴う予算の確保があったと分析している。また、将来は、リソースルーム型巡回指導が他の障害教育分野にも広がることを予想しながらも、当分の間は、視覚障害教育分野で独自の発展を続ける可能性を歴史的経過をふまえて予測している。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、台湾の視覚障害児を対象にした巡回指導による統合教育の成立期から現在までを初めて明らかにした論文で、高い独創性を有している。

研究に当たっては、巡回教員の養成機関であり、また、実施上の権限も有していた台南師範学院内巡回教員養成センターの30年間にわたる事業実施記録、および当センターに所蔵されていた巡回教員養成カリキュラムなどの膨大な資料を整理し、貴重な記録を発掘した。これらは、ほとんど未整理のまま保管されていたもので、著者は、センターの許可を受け、現地における何日もの作業によって資料を発掘するという大変な努力をしている。

また、変革期については、1996年、2000年の2回にわたり各県市教育当局から中央教育機関に提出された各県市の巡回指導制度実施報告書などの一次資料のデータを用いているが、さらに、そのデータを、全国巡回指導制度実態調査報告書(1986年第1回、1994年第2回、2000年第3回)、政府資料、関連論文・著書、および全国特殊教育情報ネットに掲載されている各県市の公開資料等によって裏付けている。さらに、数回にわたる現地訪問により、当制度の委託推進機関であった巡回教員養成センターの関係者6名に対して聞き取り調査を行っている。このように、本論文は、複数の資料により、丹念に裏付けがされた労作である。

よって、著者は博士(心身障害学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。